

令和5年第6回農業委員会総会議事録

令和5年6月16日（金）第6回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員 17人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	仲田 清志
			3番	宮本 武博	4番 赤井 勝利
	5番	小川 広文	6番	三上 雄二	7番 倉脇 敏弥
	8番	井藤 孝久	9番	藤本 彰	10番 神山 順一
11番	宮脇 繁	12番	眞壁 勲二	13番	伊達 修史
14番	藤川 雅	15番	山田 條一	16番	大原 砂利
17番	奥津 忠和				

推進委員 9人

1番	谷岡 收藏	2番	眞壁 正司	3番	泉 登
4番	溝尾 美恵子	5番	三輪 金樹	6番	妹尾 良和
7番	後藤 保夫	8番	信谷 昌吾		
10番	奥津 賢司				

欠席委員 2人

2番	小田 正廣	9番	逸見 則夫
----	-------	----	-------

議事

議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第24号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第25号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第26号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
議案第27号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項

農地法施行規則第29条の届について
完了届について
転用工事進捗状況報告について
利用権設定中途解約について

協議事項
その他

事務局職員（書記）	参事	谷岡 利典
	主査	赤迫 隆
	主任	真治 将史

(開会時刻 午前9時30分)

谷岡参事	ただいまから新見市農業委員会第6回総会を開催いたします。本日の出席は26名、欠席は2番小田委員、推進9番逸見委員です。では、最初に逸見会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆さん、改めましておはようございます。5月29日に会長事務局担当者会議がありました。県農業会議から農地利用の最適化についてかなり言われておりました。農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さんも毎日職務に励んでおられますが、土地の貸借、譲渡、交換、土地の移転、転作、農地転用等の審査、現地調査をしているところですが、その活動を目に見えるようにするためには活動記録が必要です。目線を変えて見れば違うことが見えてきます、直接聞かなくても下見をするなど、また来月再来月ごろから農地利用調査がありますがそれを頭におきながら見ていただければ、月に活動記録が6枚から8枚書けると思います。耕作状況を点検するのも職務の内なので心掛けていただきたいと思います。本日も、よろしく願いいたします。
谷岡参事	続きまして「農業委員会憲章」の唱和を行います。今回は、1番仲田委員に先導をお願いいたします。
仲田委員	「農業委員会憲章」の先導
谷岡参事	ありがとうございました。それではこれからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願いいたします。 それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、3番宮本委員、4番赤井委員をお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	議案第23号農地法第3条について、3条の申請が7件ございました。1番でございますが、現地確認を6月7日に行っております。場所は哲西町八鳥、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は1人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供

すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきまして信託ではないので適用はございません。第4号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第5号、貸借ではありませんので該当はございません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。17番

奥津(忠)委員

17番奥津です。確認日は6月9日、三上田委員、奥津推進委員と私で確認しました。場所は、哲西中学校から国道を東城方面へ500m行ったところを左へ100m先に町営住宅があります。そこから手前を100m行った道の辺にありました。ちょうど確認に行った時に畑で作業されておりました。問題ないと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第23号2番について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、2番でございますが、現地確認を6月7日に行っております。場所は、正田、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に

	<p>供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地近くに居住している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番</p>
伊達委員	<p>13番伊達です。確認を6月11日に逸見会長、三輪推進委員、私の3名でしました。場所は、●●●●●●北側から東へ100m行ったところがありました。以上です。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第23号3番について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、3番でございますが、現地確認を6月7日に行っております。場所は、新見、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2</p>

	<p>項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。7番</p>
倉脇委員	<p>7番倉脇です。6月13日に溝尾推進委員と現地確認をしております。場所は、新見警察署裏の●●●●公園から南へ50m行ったところに譲受人宅がありそれに隣接する畑です。草刈り等、管理されており問題ないと思います。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第23号4番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、4番でございますが、現地確認を6月7日に行っております。場所は、土橋、現況地目は畑8筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。9番。</p>

藤本委員	<p>9番藤本です。現地確認を6月10日、神山委員、藤川委員、妹尾推進委員と私の4名で行いました。場所は、草間台保育園から井倉方面へ500m行ったところの右へ●●●があります。そこから1キロ先へ●●●地区がありその地区の一番端へ譲受人の自宅があります。その家の前に原野に近い状態でありました。畑として使用することの問題ないと思います。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第23号5番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に、5番でございますが、現地確認を6月7日に行っております。場所は、大佐小南、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稲、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地近くに居住している譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番。</p>
山田委員	<p>15番山田です。現地確認を6月10日に宮本委員、後藤推進委員と関係者とでしました。場所は、●●グラウンドの三叉路の県道刑部よりに</p>

<p>会 長</p>	<p>100m行ったところの右側にあります。以上です。</p> <p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これにご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号5番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第23号6番の議案について、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>真治主任</p>	<p>次に、6番でございますが、現地確認を6月7日に行っております。場所は、正田、現況地目は 田1筆、畑2筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻・野菜、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地近隣に居住している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番。</p>
<p>伊達委員</p>	<p>13番伊達です。確認を6月11日に逸見会長、三輪推進委員、私の3名で行いました。場所は、●●橋の東側200m先へ●●●●●があります。その事業所に隣接してありました。●●●●●番●が南側、●●●●●番が東側、●●●●●番●が南東に50m離れているところがありました。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質</p>

問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号6番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第23号7番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に、7番でございますが、現地確認を6月7日に行っております。場所は、哲西町上神代、現況地目は田3筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、申請地近くに居住する譲受人に贈与することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番。

三上委員

6番三上です。確認を6月9日に奥津委員、奥津推進委員と行いました。場所は、国道182号線、JR市岡駅より500mほど東城方面に行ったところに●●●●があります。そこを右手に入り500m先へ●●地区がありその中央に交差点があります。その交差点の右手に2筆、左手に1筆ありました。よく管理されておりました。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第23号7番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定といたします。続きまして、議案第24号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に第4条の申請につきまして、1件申請がございました。1番でございます。現地確認を6月7日に行っております。場所は、哲多町花木、現況地目は田1筆、畑1筆でございます。転用目的は農地改良嵩上げで、農地改良嵩上げをすることにより、進入路と農地をフラットにすることで、作業効率の向上を図るために行うものです。期間は許可日から令和6年8月31日までです。これらの申請地は、農振農用地ではありますが、農地改良後農地として使用するため、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、すべて自己資金でございます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。11番。

宮脇委員

11番宮脇です。現地確認を6月11日に井藤委員、小川委員、逸見推進委員と4名で行いました。場所は、●●から県道を哲多中学校方面に行きますと、中学校手前を石蟹に抜ける県道があります。そこから1.3キロ先の2m道下にありました。農作業するのに難しく道とフラットにして大型機械が入り作業効率を上げるために嵩上げしたいということです。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。1番

仲田委員

1番仲田です。嵩上げ高の記載が無いのですが、2mぐらいでよろしいか。

会 長

11番。

宮脇委員

2.5mです。

会 長

他に、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第24号の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、申請のとおり決定といたします。続きまして、議案第25号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

次に第5条の申請につきまして、2件申請がございました。それでは第1番について説明いたします。現地確認を6月7日に行っております。場所は、大佐小南、現況地目は畑2筆でございます。転用目的は露天資材置場です。転用理由ですが、仕事の際に、露天資材置場として使用したいため、申請地に設置するものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は許可日から令和6年5月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。なお、この転用につきまして、申請地の隣地の農地所有者2名中、1名から承諾を得られていない旨が申請者からありましたので、申し添えてさせていただきます。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。15番。

山田委員

15番山田です。6月10日、4名で確認いたしました。場所は、先程の農地法3条の場所から県道を12、3mさがった左側にあります。隣地承諾が1名から認めないということでしたが、後日、譲受人に会って話しをし、誠意をもって対処するということです。以上です。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第25号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、議案第25号2番の議案について、事務局の説明をお願いします。

真治主任

続きまして、第2番でございますが、現地確認を6月7日に行っております。場所は哲西町上神代、現況地目は田1筆でございます。転用目的は住宅用地です。転用理由ですが、他に適地がないことから実家近くの申請地に住宅木造2階建てと車庫兼農機具倉庫を新築するものです。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は許可日から令和6年9月30日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費・建築費は記載のとおりで、自己資金と借入金によるものです。以上です。

会 長

この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番。

三上委員

6番三上です。確認は6月9日に行いました。場所は、先程の3条に隣接する所です。●●地区は、平地は水田、住宅は急斜面に建てておられるおうちがほとんどで、この申請人の方も実家近くに新しく家を建てて農作業をするそうです。法面に並んだ水田の下側になるので盛土をされ造成費が高めなのだと思います。

会 長

事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第25号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

	<p>全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、この議案2件につきましては、面積が30アール未満続のため県農業会議の諮問は任意となりますが、諮問を不要としてよろしいか。</p>
全 員	<p>「よろしい。」</p>
会 長	<p>諮問不要として、許可を決定いたします。続きまして、議案第26号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>今回、新規の貸し付けが7件出ております。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を充たすと考えます。1番菅生、田1筆、5年使用貸借、2番菅生、田2筆、9年11ヶ月使用貸借、3番千屋井原、田1筆、5年6ヶ月使用貸借、4番哲多町矢戸、田2筆、3年6ヶ月使用貸借、5番哲多町老栄、田2筆、5年6ヶ月使用貸借、6番哲多町老栄、田1筆 5年6ヶ月使用貸借、7番哲西町矢田、田1筆、4年11ヶ月使用貸借、となっております。尚、3番から7番については農地中間管理事業によるものです。また、2番は本来再設定ですが1ヶ月期間が切れているため新規としております。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願いします。推進委員1番。</p>
谷岡委員	<p>推進委員1番谷岡です。現地確認を6月10日、赤井委員と行いました。場所は、●●というところです。昨年までは他の人が耕作しておりましたが、大病を患い今年ではできなくなり借受人の方が本人へお願いし耕作されることになりました。続いて、2番ですが昨年まで耕作されていた人が高齢で辞めるということで借受人の方へお願いしたということです。以上です。</p>
会 長	<p>2番の場所はどこですか。</p>
谷岡委員	<p>2番の場所は、●●地区で●●●●から奥へ1キロ行ったところです。</p>
会 長	<p>続いて3番を推進委員2番お願いします。</p>
真壁委員	<p>推進委員2番真壁です。6月11日に小田委員と現地確認しました。</p>

	<p>再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。</p>
全 員	<p>(ありません。)</p>
会 長	<p>再設定について、ご意見ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ご意見、ご質問ございませんので、議案第26号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第27号現況証明にかかる現況認定について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>次に現況証明の申請につきまして、4件申請がございました。第1番でございます。現地確認を6月7日に行っております。場所は哲西町矢田、台帳地目は畑2筆です。現況地目は山林でございます。理由は、申請地は、長期間耕作が行われておらず、昭和30年頃より現況のとおりとなっている。というものでございます。第2番でございます。確認を6月7日に行っております。場所は哲西町上神代、台帳地目は田2筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、現所有者が相続した昭和53年以前から、現況のとおりとなっている。というものでございます。第3番でございます。確認を6月7日に行っております。場所は哲西町上神代、台帳地目は畑1筆です。現況地目は原野でございます。理由は、申請地は、耕作放棄により、現所有者が相続した昭和53年以前から、現況のとおりとなっている。というものでございます。第4番でございます。確認を6月7日に行っております。場所は大佐小阪部、台帳地目は畑1筆です。現況地目は雑種地でございます。理由は、現所有者および前所有者の時から畑として利用されておらず、現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番。</p>
三上委員	<p>6番三上です。1番ですが6月9日に奥津委員、奥津推進委員と私の3名で確認しました。場所は、国道182号線旧JA矢神支所から30</p>

0 m行ったところを左旧道に入り1.5キロ先の●●地区に入ります。入って20 mぐらいのところ左手にあがり進みますと道らしきものがありましたが行けなくなりましたので目視し山林となっております。2番3番ですが、同じ場所です。JR市岡駅の手前50 m右手にお家がありました。いずれ倒れそうな家で、昭和53年に申請者が相続したようですが一度も住んでいないのではないかと思います。草刈りには帰って来ているようです。申請人の父親が家を建てられたように思われますが、既に亡くなられてるでしょうからや無得ないと思われます。宅地と原野と確認いたしました。

会 長 続いて4番をお願いします。3番。

宮本委員 3番宮本です。6月10日に山田委員、後藤推進委員と確認しました。場所は、こども園から100 m行った小坂部川沿いにありました。雑種地でした。

会 長 事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

ご意見、ご質問ございませんので、議案第27号について認定に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認め、認定といたします。10時35分まで休憩といたします。

～ 休憩 ～

会 長 再開いたします。報告事項に入ります。農地法施行規則第29条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。

真治主任 農地法施行規則第29条の届出が2件ございました。では第1番でございますが、現地確認を6月7日に行っております。場所は哲西町矢田、現況地目は畑1筆でございます。理由でございますが、耕作地に農機具等の搬入が困難なため、農道を整備するもの。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和5年6月19日から令和6年3月3

	<p>1日までです。次に第2番でございますが、現地確認を6月7日に行っております。場所は哲西町矢田、現況地目は田2筆でございます。理由でございますが、耕作地に農機具等の搬入が困難なため、農道を整備するもの。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和5年6月19日から令和6年3月31日までです。以上です。</p>
会 長	<p>この件について、関係地区委員より報告願います。6番。</p>
三上委員	<p>6番三上です。6月9日に奥津委員、奥津推進委員と確認しました。場所は、JR矢神駅を東城方面に50m行き交差点を右に入り踏切をすぎると神代川があります。その神代川と矢神駅に挟まれた2haあまりの条件の良い田があります。ここに入るには、今説明した道ではなく新見寄り1キロぐらい先からJRの鉄道下の橋脚の間を通り行っていました。現在は入れません。今回の申請2件の田畑を分けていただき、農道整備し大型機械が入れるようにします。地権者の方は5、6人おられ、この度申請したものです。以上です。</p>
会 長	<p>影響面積は2haあるのですね。</p>
三上委員	<p>あります。農道も広くしますし水も十分あります。</p>
後藤委員	<p>農道の幅と延長はどのぐらいですか。</p>
三上委員	<p>41.8m、100m弱ですね。護岸があるのでもう1m広げるのではないかと思います。まったく新しい田畑を潰すのではなく堤防道があるのでそれを広げるのだと思います。</p>
会 長	<p>続いて、完了届について、事務局の説明をお願いします。</p>
真治主任	<p>完了届が4件出ています。神郷下神代地内農地法第4条墓地、千屋地内農地法第5条駐車場資材置場、土橋地内農地法第4条植林、坂本地内農地法施行規則第29条農機具倉庫、以上です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があれば願います。1番。</p>
仲田委員	<p>1番仲田です。確認日は6月15日に一人でしました。墓地ができておりました。</p>

会 長	推進委員 2 番。
真壁委員	推進委員 2 番真壁です。6 月 1 1 日、小田委員と確認しました。駐車場として使用されておりました。
会 長	続いて、9 番。
藤本委員	9 番藤本です。確認を 6 月 1 3 日に一人しました。植林されておりましたが隣地に近すぎてたので、一間ほど後ろに引いて下さいと指導しました。
会 長	続いて、1 2 番。
真壁委員	1 2 番真壁です。6 月 7 日に泉推進委員と現地確認しました。申請者の親が亡くなり完璧に仕上がって無いのですが、やむを得ず建っております。
会 長	ありがとうございました。次に、転用工事進捗状況報告について事務局の説明をお願いします。
真治主任	転用工事進捗状況報告が 3 件でしております。上熊谷地内、農地法第 5 条の中国自動車道盛土補強工事 2 件、大佐大井野内、農地法第 4 条の農地の嵩上げ、以上です。
会 長	この件について関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いします。4 番。
赤井委員	4 番赤井です。確認日 6 月 1 3 日。工事本体が 8 0 パーセント完了だそうです。後、残りは 7 月末をもって完了だそうです。以上です。
会 長	続いて、3 番お願いします。
宮本委員	3 番宮本です。6 月 1 0 日に確認しました。まだ 7 0 パーセントしかできておりません。
会 長	続いて、利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。
真治主任	利用権設定中途解約合意書が 1 件出ております。1 番新見地内、令和 3 年の雨の被害で耕作ができない、以上です。

会 長	この件について、関係地区委員より、確認日と補足説明があればお願いいたします。推進委員4番。
溝尾委員	推進委員4番溝尾です。この通りで耕作できておりません。
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
真治主任	(ありません。)
会 長	続きまして、その他について事務局から何かありますか。
真治主任	活動記録について再度お伝えします。3月の総会において承認していただきました令和5年度の最適化活動の目標ですが、活動日数を昨年度に引き続き月8日としております。8日以上以上の提出をお願いします。以上です。
谷岡参事	次回の総会ですが、7月14日金曜日、午前9時30分から場所は南庁舎1階会議室Cで開催します。
会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を仲田代理にお願いします。
仲田代理	以上で総会を閉会します。本日は、お疲れ様でした。 (閉会挨拶)
(閉会時刻 午前 10 時 50 分)	

署名委員

議 長 _____

委 員 _____

委 員 _____